

鹿児島市県外保育士等就職奨励金に係るQ & A

連番	カテゴリ	質問	回答
1	要件	保育士のみが対象となるのか。	鹿児島市内の私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業所において、保育士、保育教諭または幼稚園教諭として従事される方を対象としている。
2	要件	新卒者も対象となるのか。	対象となる。
3	要件	産休・育休・傷病による休職期間は保育所等への在籍期間、継続して業務に従事する期間に含まれるか。	保育所等への在籍期間には含まれるが、継続して業務に従事する期間には含まれない。
4	要件	育児休業からの復職後、育児短時間勤務や部分休業となり、勤務時間が月120時間以下となる場合は、対象外となるのか。	申請時に勤務時間が月120時間以下であれば対象外となる。
5	要件	住民票を移していない場合は対象とならないのか。	【鹿児島市に継続して住民登録がある場合】 学生など、住民票を移さずに県外に居住していた方については、在学証明書や物件の賃貸借契約書、公共料金の領収書等で、県外での居住実態が確認できれば対象となる。 【県外に継続して住民登録がある場合】 DV被害者等、住民票を移せない特段の理由がある方などについては、その特段の理由を関係機関の挙証書類等で確認し、居住実態が物件の賃貸借契約書や公共料金の領収書等で確認できれば対象となる。
6	要件	採用後数ヶ月間は勤務時間が月120時間以下となるが、その後に月120時間以上勤務する予定の場合、対象となるのか？	月120時間以上の勤務へ切り替わった後に申請していただければ対象となる。
7	要件	ハローワークや保育士紹介の業者経由で採用された者も対象となるのか。	対象となる。
8	申請	申請方法はどのようになるか。	要綱に定める必要書類を準備し、申請者本人が窓口持参もしくは郵送にて申請する。
9	申請	申請の際の必要書類に保育士証または幼稚園教諭免許状の写しがあるが、保育教諭はどちらを提出すればよいのか。また、雇用証明書はどのように記載すればよいのか。	両方とも提出し、記載する。
10	申請	対象者への支払時期や方法はどのようになるのか。	申請から3ヶ月以内に市が申請者本人の口座へ振り込む。

※このQ & Aは随時更新します。